

## 登校許可証明書の記入について（ご依頼）

学校保健安全法に定められた学校感染症罹患の本学学生について、お手数をおかけしますが、診断内容等を下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

## 学校感染症・登校許可証明書

学籍番号 氏名 年 月 日 生まれ

上記のものは、下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であることを証明します。

疾患名	出席停止期間	
第一種感染症( )	治癒するまで	第一種
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	第二種
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱後3日間を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日間を経過するまで	
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
腸管出血性大腸炎感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他( )	医師において感染のおそれがないと認めるまで	

発症日 20 年 月 日

登校停止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

登校許可日 20 年 月 日 から

年 月 日

医療機関名

医師名

印

\* 感染症報告書による情報は保健管理センターおよび教務室、担当教員が共有し、原則として第三者に開示いたしません。しかし、学内や実習先での集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命/身体/財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときは例外的に第三者に開示することがあります。あらかじめご了承ください。

森ノ宮医療大学